

令和4年11月2日
18時45分時点
危機管理政策課

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和4年11月2日(水) 16時台
- (2) 発射場所 北朝鮮東岸付近
- (3) 発射数等 発射数：弾道ミサイルの可能性のあるものを少なくとも1発
方 向：東方向
距 離：最高高度約50km以下の極めて低い高度で短距離を飛翔し、落下したのは我が国の排他的経済水域(EEZ)外と推定

2 首相指示(令和4年11月2日16時35分)

- (1) 引き続き、情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
- (2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
- (3) 現下の情勢を踏まえ、不測の事態に備え、万全の態勢をとること

3 内閣官房発表内容(令和4年11月2日18時15分)

- ・ 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
- ・ これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。

4 防衛大臣指示(令和4年11月2日18時15分)

- (1) 引き続き、米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
- (2) 現下の情勢を踏まえ、不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと
その後、関係幹部会議を開催するなど、対応に万全を期しているところ

5 県の対応

情報収集及び市町村(国民保護担当課及び消防本部(消防組合))への情報伝達

6 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。

7 最近の発射状況

北朝鮮のミサイル発射は今年に入って29回目（うち弾道ミサイルは24回目）